

収益認識基準案、公表 — ASBJ

去る7月14日、企業会計基準委員会は第364回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

基準諮問会議からの報告

第30回基準諮問会議の審議結果(2017年8月1日号(No.1486)情報フラッシュ参照)について、報告が行われた。

今回は、新規テーマの提言は行われていない。

また、「無対価株式交換の会計処理」、「親会社による子会社の吸収合併」の2つについては、新規テーマとして提言せず、「過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマ」として記録することが報告された。

収益認識

企業会計基準公開草案61号「収益認識に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針公開草案61号「収益認識

貨に係る基準開発についての検討が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

売却損益の認識時点

前回の専門委員会等では、仮想通貨の売却損益の認識時点については、実務のばらつきを防ぐ観点から、何らかの判断基準を示すことが望ましいとの意見が聞かれた。

これを受けて事務局は、売却損益の認識時点について、①詳細な定めを設けることや、②基本的な考え方を示すことを検討した。その結果、①実務の多様性を踏まえると、資金決済法上の仮想通貨に関する取引実務が成熟していないなかで、適用可能な一律の判断基準を設けることは困難である、また、②今回の基準開発の対象となる優先的に検討すべき必要最小限の項目としては取り扱わないという考えが示された。

これに対して専門委員会からは、「各社の判断に任せるなら、開示に注記が必要になるのでは」、「原則としての取扱いを入れるべき」など、複数の意見が聞かれた。

顧客からの預かり仮想通貨(資産および負債の認識)

顧客からの預かり仮想通貨(資産および負債の認識) 前回の専門委員会では、事務局案として「預かった仮想通貨を預かった現金に準じて、仮想通貨交換業者の貸借対照表に資

産計上する方法」が提案されていた。この案に対しては反対意見が聞かれていたため、事務局は、仮想通貨交換業者が顧客から受け入れた仮想通貨の倒産隔離の状況をもとに、再度考察した。主に金融業において、預かり資産として顧客の資産(現金、有価証券)を受け入れた場合に、受け入れた企業が破産手続の開始決定を受けたときの取扱いは、次のとおり。

- (1) 現金については、顧客の所有権に基づく取戻権の対象にならないため、破産した企業の破産財団に組み込まれる。
- (2) 所有権が顧客に帰属する有価証券については、顧客の所有権に基づく取戻権の対象になるため、破産した企業の破産財団には組み込まれない。

仮想通貨は現時点で現金に類似した性質を有することから、倒産時の現金の帰属関係も踏まえて、前回の事務局案を採用することが提案された。

仮想通貨の期末評価

原則として、すべての仮想通貨を「時価評価する」もしくは「取得原価評価する」という2つの意見が聞かれていたが、いずれの方法においても、活発な市場の有無により算定が困難になったり(時価評価の場合)、目的適的な処理とはいえず、なったりする(取得原価評価の場合)などの問題がある。

これを踏まえて、活発な市場の有無により異なる会計処理を行う方法を採用する場合に検討が必要となる次の3つの論点が分析された。

- (i) 活発な市場の判断基準
- (ii) 活発な市場が存在する仮想通貨の時価の算定方法
- (iii) 活発な市場が存在するとはいえない仮想通貨の減損処理

*

今後、各論点について、事務局は関係者に対してアウトリーチを実施する予定である。

仮想通貨の売却損益の認識 時点は規定しない?

— ASBJ、実務対応専門委

去る7月18日、企業会計基準委員会は第106回実務対応専門委員会を開催した。

IFRS13号のRFIへの対応等、検討

— ASBJ、IFRS適用課題対応専門委

去る7月13日、企業会計基準委員会は第15回IFRS適用課

題対応専門委員会を開催した。主な審議事項は次のとおり。

情報要請「適用後レビュー」

IFRS13号「公正価値測定」

IASBは適用後レビュー（PIR）のフェーズ1として、PIRの範囲を設定するための初期的な評価を行った。それによると、多くの市場関係者は、IFRS13号はおおむね機能しており、財務報告に著しい改善をもたらしたとコメントしたが、検討すべき課題も挙げており、それらについて情報要請（RFI）においてコメント募集（9月22日締切）がなされている。今回はコメントが求められている8つの質問のうち、次の3つについて、非金融資産および非金融負債の公正価値測定を中心に議論がなされた。

- 質問2…公正価値測定の開示
- 質問4…非金融資産についての最有効使用の適用
- 質問6…教育活動（6A…生物資産）

事務局が知る限りでは、適用・開示例が限定されていたり（質問2、4）、実務が困難という声が聞かれていない（質問6）ため、アウトリーチ等により意見を収集したうえで、コメントを作成することとされた。

アジエンダ決定案

2017年6月に開催されたIFRS解釈指針委員会会議で公表された次のアジエンダ決定

案について、コメントレターを出すか否かの方向性について検討が行われた。

① IFRS3号「企業結合」
事業を構成しない資産グループの取得

企業が、事業に該当しない資産グループについて、これを構成する資産および負債それぞれを公正価値の合計額とは異なる対価で取得をした場合に、IFRS3号2項(b)における資産グループの取得原価の配分をどのように行うべきか。

② IAS38号「無形資産」
販売促進活動のために取得した物品

製薬会社から医師に対して引き渡す高価な販促品を期末近くに購入し、期末時点では引き渡していない場合に、当該販促品についてのどのように会計処理すべきか。

③ IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」
契約が不利であるか否かを評価する際に考慮される「コスト」

※契約とは、具体的には、従前のIAS1号「財務諸表の表示」の範囲に含まれていた契約のことを指す。

④ IAS28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」
共通支配下の企業からの関連会社または共同支配企業の取得

もう随分前のことですが、プレゼンの場で人格を否定するような発言を受けたことがあります。場にそぐわない攻撃的な口調で、内容的な外れで、自分の主張の正しさをまくし立てるだけのものだったので、幸いプレゼンの評価には影響がありませんでした。しかし、100人を超える参加者の面前で人格を否定されるようなことをいわれたわけですから、しばらくの間ネガティブな気持ちを引きずりました。

当時の気持ちを振り返ってみると、プレゼンの場で感じたのは、「驚き」と「羞恥心」でした。あの発言者は何のためにこんなことをするのか、なぜ自分がひどい扱いを受けなければならないのか、どうして皆の前で辱めを受けなければならないのか、といったような思いが頭のなかをぐるぐるともわり、心拍数は上がり、この場から逃げ出した気持ちに襲われました。



プレゼンが終わり、その場から物理的に距離を置くことができたなら、次に起こってきた感情は「他責感」「苛立ち」「怒り」でした。自分には非がない、あの発言者が全面的に悪いのだ、あいうタイプにはロクな人間がない、どうしてあんな非常識な人に邪魔されなきゃならないのだ、いい大人があんない方をすることなのに、発言内容の矛盾に気づいていないところに腹が立つ、などとイライラが止まらず、1週間くらいは家族や友人に愚痴を聞いてもらっていました。

それらの感情の次に訪れたのは「反省」でした。あの発言者を怒らせた要因が自分にもあるのかもしれない、あのようなタイプの人がいることも想定してプレゼンに臨むべきだった、その場の空気をつかみきれなかった自身のプレゼン能力にも課題があったのかもしれない、などと意識が自分自身に向き始めました。

最終段階として「意味づけ」の段階が来ました。あの辛かった体験は自分に必要だったのだ、成長のためのステップだ、今後事前準備に手を抜かないための戒めだ、などのように自分で体験を意味づけることができるようになりました。そして、このポジティブな作業を行えるために、それまでの3段階があったのだと気づきました。

世のなかでは安易なポジティブ思考が評価されがちです。しかし、本当のポジティブに至るためには、ネガティブな感情の段階を経なければならぬことでもあります。驚き、羞恥心、他責感、苛立ち、怒りという感情を味わったからこそ反省ができるようになり、反省がしっかりとできたからこそポジティブな意味づけができます。そのため、いきなり無理にポジティブに考えるのは己の気持ちに嘘をつくような、無理のある行為となる場合もあります。また、驚き、羞恥心、他責感、苛立ち、怒りなどのネガティブな感情にとどまり続けるのも不自然でしょう。単に、周囲から同情されたい、かわいそうな自分ではない、不平不満をいっていたいという不健全な状態にいたいだけなのかもしれません。

辛いことがあったときは、自身の感情をみつめ、丁寧にプロセスを踏んで感情を処理し、最後にポジティブな意味づけをすることで、辛かった体験に「ピリオド」を打つことができます。ポジティブな意味づけの後には、新しい自分になれるでしょう。

（メンタルクリエイター 江口 毅）

関連会社または共同支配企業に対する持分を取得した企業が、IFRS3号で規定されている共通支配下の企業結合に係る範囲除外の規定を適用できるかどうか。

事務局は、①、③についてはコメントレターを提出し、②、④については提出しないことを

国際会計

ダウン・ラウンドの特徴を有する金融商品に関するASU、公表—FASB

去る7月13日、FASBはASU2017-11「1株当たり利益（トピック260）、負債と資本の区別（トピック480）、デリバティブとヘッジ（トピック815）…ダウン・ラウンドの特徴を有する特定の金融商品の会計」を公表した。

本ASUは、「ダウン・ラウンドの特徴（down round features）を有する特定の株式にリンクした金融商品または組み込まれた特徴」の分類の分析を変更している。ダウン・ラウンドの特徴とは、すでに発行した金融商品の現在規定している行使価格（strike price）以下の金額で、発行者が株式を発行する場合、または株式にリンクした金融商品を発行する場合に、すでに発

提案した。

これに対して専門委員からは、①については「基準改正で対応するべき」、「このテーマだけ対応する理由がない」など、コメント提出に反対の声も多く聞かれた。また、④についてはコメントを出すべきであるとの声も聞かれ、意見が分かれた。

行した金融商品の行使価格を引き下げるといふ金融商品の特徴である。

現行では、「ダウン・ラウンドの特徴を有する株式にリンクした金融商品」は、ダウン・ラウンドの特徴から、商品が企業自身の株式に参照されていないとされ、資本の条件を満たさず、負債と分類される。本ASUでは、負債と資本の分類にあたりダウン・ラウンドの特徴を考慮しないことを新たに要求しており、結果として、独立の（freestanding）株式にリンクした金融商品（または組み込まれた転換オプション）は公正価値で測定されるデリバティブ負債として会計処理されず、資本と

して分類される。

また、本ASUは、独立の株式にリンクした金融商品が引き金になった（行使価格が引き下げられた）とき、ダウン・ラウンドの特徴の影響を認識し、トピック260に従って「1株当たり利益」の表示を要求している。この影響は、「基本的1株当たり利益」の計算で利益を減少させる配当として扱われる。

監査事務所検査結果事例集、公表—CPA AOB

去る7月26日、公認会計士・

監査審査会（以下、「審査会」という）は、平成29年版の「監査事務所検査結果事例集」を公表した。

審査会は、監査事務所に対する検査において認められた監査の品質管理に関する問題点について、被監査会社の取締役・監査役や株主など市場参加者も共有できるように、主な指摘事例を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、平成20年から公表し、毎年改訂している。

本年版では、事例総数の約3割を最新の検査事例と入れ替え、記載内容についてもより理解しやすいように、不備の背景や状況もできるだけ記載するよう工夫している。

本年版の主な改訂内容は、次

監査

開示については、本ASUは資本に分類された商品の既存の開示要求の内容を明確にしている。

本ASUは、公開事業企業には2018年12月16日以後開始する年度とその期中期間に適用され、早期適用は認められる。遡及的適用と修正遡及適用（累積的影響額を表示）の双方が認められる。

のとおりである。

「一、根本原因と業務管理態勢」

大手、準大手など監査事務所規模別に、ガバナンスと不備の根本原因との関係を解説したほか、監査法人自らが組織全体で根本原因の究明に向けた取組をしている大手監査法人の事例を紹介している。

「三、個別監査業務編」

「財務諸表監査における不正」については、不正会計の重要性

が増していることから、検査事例や留意点などの記載を一層充実させている。

また、近時、上場大手会社の海外子会社における会計問題が発生していること等に鑑み、最近、グループ監査に係る改善取組を行った監査法人の参考事例を「評価できる取組」に追加している。

*

審査会としては、各監査事務所において、本事例集等を踏まえて品質管理のシステムの不備の改善に自主的に取り組むことを期待している。なお、昨年版の事例集に添付していた、一般利用者向けの「監査事務所の概況」については、審査会の最新のモニタリング活動状況を盛り込むなど内容を大幅に充実させ、「平成29年版モニタリングレポート」として事例集から独立させ、公表している。

事例集およびモニタリングレポートの全文は、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」にアクセスすることにより、参照することができる。

金融

日銀は物価目標に「こだわらざるべし」ではない

日銀は、7月20日に公表した「経済・物価情勢の展望」（展望レポート）で、2%の「物価の

安定」に関する目標を、それまでの「2018年度ごろ」から「2019年度ごろ」へ先延ばし

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年7月14日	法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	平成29年度税制改正において、組織再編税制、役員給与等の改正が行われたことに伴い、所要の整備が行われたもの。 http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/170630/index.htm	—
2017年7月14日	内閣府令第40号 企業内容等の開示に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令	金融庁	特定譲渡制限付株式等による株式の割当てを行う場合に、売買報告書の提出制度等の適用除外とする改正等を行うもの。 http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170714.html#02	—
2017年7月20日	企業会計基準公開草案第61号 「収益認識に関する会計基準(案)」等	ASBJ	コメント期限は、2017年10月20日まで。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2017/2017-0720.html	2017年8月10日号 情報フラッシュ

にした。物価目標の達成時期の延期は、これで6回目となる。黒田日銀総裁はこの理由を、「企業が価格引上げに慎重」、「予想物価上昇率が足元の物価上昇率に影響されている」、「海外の中央銀行も延期している」として説明している。しかし、こうした説明は、「なぜ先送りするのか」、「先送り自体が日銀の信用を失墜させデフレマインドを増長させるのでは」といった記者の質問に真つ向から答える形にはなっていない。

延期理由に無理があるのは、企業による価格や賃金の強制的引上げが、物価上昇のトレンドを生むと考えている点だ。これは、今の安倍政権の考え方にも通じ、市場メカニズムに働きかけるのではなく、インフレマインドを煽るだけの方策が、社会主義国家でもない日本で成り立つとは考えにくい。基本的に物価が上昇するのは、総需要が増加するか、総供給が減少するかであり、戦争でもない限り供給減少はあり得ないとすれば、総需要の増加が見込めないことが物価上昇に勢いがつかない大きな理由だ。

内部留保の増加に歯止めをかける、賃金を引き上げる、といったミクロ経済学の問題ではない。物価上昇を図る経済政策は、本来金融政策ではなく財政

政策が主になるべきだが、デフレスパイラルの危機が去った今となつては、もはや金融政策の表立った役割は終わり、むしろ異次元の金融緩和策といわれた非伝統的金融政策の後片付けに入るべきときだ。ただこの意味では、世界で最も先行している

政策が主になるべきだが、デフレスパイラルの危機が去った今となつては、もはや金融政策の表立った役割は終わり、むしろ異次元の金融緩和策といわれた非伝統的金融政策の後片付けに入るべきときだ。ただこの意味では、世界で最も先行している

FRBも、量的金融緩和策の巻き戻しという歴史上初めての社会実験の道筋を付けるのに苦慮している状態だ。したがって、日銀も物価目標達成時期に拘泥することなく、まずは物価目標に対するコミットメントを緩めることから始めるべきだろう。

業界が増えている。要するに、日本経済は能力一杯に活動している。不況とは正反対の状況にあるのだ。

そこへ景気対策といっても、株式市場が単純に支持できるような展開になるかどうか？すでに人手不足対応で賃上げ実施を決めた企業は即、減益見通しに変更せざるを得ない状況なのである。

一方、世界を見渡すと、欧米先進国の金融政策は超緩和からの出口を模索する方向へ動いている。もちろん、先頭を切っているのはアメリカで、イエレンFRB議長の一挙一動に一段と注目が集まっている。議長は米景気(消費、住宅、物価の動向)をにらみながら、6月に続く利上げをうかがい、FRBの資産圧縮も明確化しようとしている。ECB(欧州中央銀行)も量

安倍政権は何をすればよいのか?

証券

的金融緩和の段階的な縮小をに合わせる言動が強まってきている。

ただ、欧米の金融市場は金融政策変更の評価に戸惑っているようで、金利、為替相場は日々変化が激しくなかなかな方向感が定まらない。緩やかな景気回復、長期停滞予想が強まるなかでの変更に対し、マーケットも迷っているというところであろうか。

欧米先進国の金融政策変更、金利引上げの動きは、今のところ株価にはマイナスとはなっていない。しかし、これからもそうだとはいえない。安倍改造内閣は財政政策だけでなく金融政策にも配慮した政策展開が求められている。

お詫びと訂正

2017年8月1日号(No.1486)47頁の掲載内容に誤りがありました。関係者および読者の皆様にご詫び申し上げます。次のように訂正させていただきます。

◆訂正箇所

47頁の「女性リーダーからあなたへ」の著者名

(誤) 森谷 知子(もりたに・ともこ)

(正) 森谷 知子(もりや・ともこ)

も(こ)